

て貴島の誠歎をいたすを以、我國是を待ことはなはた厚し、貴島兩間に居て委曲に周施し、其無事を以て意となさず、今かへつて是を以て日本に説勸むるに至る、甚不可なり、日本もしこの意を悉さは、必よく是を悟らむ、但貴島のよく處するにあるのみ、

朝鮮國東萊府使朴慶業、奉復日本國對馬州太守平公足下、承審遠信、良慰不淺、磯竹之事、想貴島庶見覺察、而猶復執迷、深切怪愕、足下非不知此島屬於我國、非不知貴島不可横占、而尙欲撫越窺覬、是誠何心、恐非終好之道也、所謂磯竹島者、實我國之鬱陵島也、介於慶尚江原兩道海洋、而載在輿圖、奚可誣也、蓋自新羅高麗以來、曾有收取方物之事、還經我朝、有刷還逃民之舉、今雖廢棄、豈可容許他人之冒居、以啓閑釁耶、貴島果知此情、則其可從災於日本、苟循一朝之私欲、不顧後日之悔乎、前日復書已悉梗槩、貴島所當瞿然改圖、而今乃直以解纜發船爲言、不幾於輕朝廷而昧道理者乎、貴島於我國往來通行、惟有一路、譬如門戶、此外則無論漂泊真假、皆以賊船論斷、弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已、不知

其他、足下立所言、其亦疎矣、惟願貴島審區土之有分、知界限之難侵、恪守信義、努力自効、免致譟戾尙克有終、幸甚々々、萬曆四十二年九月日、

和文

遠信を承る、磯竹のこと、貴島猶いまた此事を悟らず、足下此島の我國に屬する、また貴島の據取るへからざるに非すして、然も尙是を窺ひ望むとするは何そや、おそらくは其好みを終るの道にあらさらむ、いはゆる磯竹島は、是我國の鬱陵島なり、慶尚江原兩道の海中に在て、載せて地圖にあり、新羅高麗の時より、其貢物をとるの事あり、我朝にいたりて又逃民あらため出すの事あり、今廢し棄れりといへども、他人の據居るを許し、以て兩間の事端をひらかんや、貴島果して此意をしらば、その一朝の私欲に隨ひ、是を日本に勧め以て後日の悔を顧みざるへけんや、前日の書此大概を悉せり、然もまた其船を泊し纜を解の便を以て、いふことをする、是朝廷を輕し道理に昧きに非すや、貴國の我國に來往する、唯釜山一路を除くの外、皆海賊を以て論斷せり、よりて弊鎮及び沿海將官等、厳しく其召連鳥取へ入、伯耆民賊、

定法を守る事をしるのみ、其他をしらず、今足下の此言あるものまた疎かなり、但貴島其土地の分限の侵し難きをしり、恪て信義を守り、よくその好みを終は幸甚、以上朝鮮通交大紀、

元祿六癸酉年、伯耆國米子の豪民等、竹島海獵の事より争闘起り、かの漁夫二口を捕來りて、領主松平池田新太郎光政に訴ふ、よて光政御下知を奉はりて、肥前國長崎に送る、彼地において、これを宗對馬守義倫に渡す、義倫より使者をして、かの漁夫を朝鮮國に送り還せり、時にかの島彼是附屬の爭論に及び、しはく使者往來して數年決せず、同十二己卯年にいたりて、終にかの島朝鮮に附與すへきの鈞命を傳達ありて、その事熄ぬ、

大谷村川兩氏各米子住居の者にして、代々名ある頃人なり、子孫今町年寄役を勤む、兩氏竹島渡海免許を蒙る事は、當國前太守中村伯耆守忠一、慶長十四年に卒去あつて、嗣なきが故に跡を断て、爾來元和二年まで、國の主なくして御領となる、然るに依之御上代年々武都より來番して當城に居し、伯州を鎮護ある、元和二年、阿部四郎五郎在番ある、

一日本にて申候竹島の儀は、朝鮮にて申通り鬱陵

此時兩氏竹島渡海の事を希ぶ、然るに翌年松平新太郎光政卿當國を管領して入部あるにより、兩氏亦願之所に、光政卿廳て武都に告てこれを許され、爾來竹島へ押渡海獵をなす、其後毎歲渡海不倦怠、然るに元祿五年中年渡海する所に、朝鮮人群居して海獵をなす、兩氏これを制すといへども、更に不入聞のみならずして、既に危難に泊んとするにより、兩氏無念ながら歸帆す、亦翌西の年渡海するに、朝鮮人數多渡て、家屋を設けて海獵を恣にす、于時兩氏計策をなして、朝鮮人兩人連歸て米子に參着、同年四月廿七日の未の下刻、灘町大谷九右衛門宅に入、斯て兩人島の趣、朝鮮人召連歸帆の事を太守へ訟るに、遂に武都の沙汰に泊こかや、元祿四年迄は、兩氏渡て海獵をなす、翌申酉兩年渡海すといへとも、獵する事不能して歸帆し、其後渡海止り、爾來于今退轉して島渡なし、同六年大谷村川連來る彼二人の朝鮮人等、米子より國府城下にいたる時、加納郷右衛門、尾關忠兵衛、兩士領主の下知に應し召連鳥取へ入、伯耆民賊、

島と被存候、朝鮮の記録にも、上代此島を取朝鮮の領内に仕候と有之候、日本にて竹島を見出し候もの、差而遠き事にて無御座候、
 一享保十八年か十九年か前の儀にて候、按するに、こるに、こは元禄年間の事、竹島の儀に付、朝鮮と日本と出入有之候、其趣は、竹島は伯耆國之沖に有之候、地よりは二泊りも三泊りも隔てある島なり、伯耆國より年々獵船往て、色々の獵仕候、伯州へ付たる島の心得にて居申所、朝鮮よりも年々獵船參り、色々の獵仕、朝鮮之島と心得居申たる由に付、然とも朝鮮人日本人一同には終に參り不合候ゆゑ、夫より以前は何之詮議も無之候所に、或時伯州の獵船竹島へ船を掛け、早速大筒を打放し候て、船より揚り申候、尤船より上り候而も、大筒を打候へは、島の内よりも大筒を打合せ申候、此趣は竹島を朝鮮にては蔚陵島と申て、本より朝鮮之内なり、依之朝鮮之獵師とも寄々申候は、何もの歟我國之蔚陵島へ参り獵仕候、参り候は、咎め可申と、手組して態仕構居申折柄、右之通日本より鐵砲打候故、合せ申候、左候て左右之者とも出合、日本の島といひ朝鮮の

島といひ、論議埠明不申候に付、伯州より江戸へ訴へ有之候、依之江戸より對馬へ被仰付、朝鮮へ申參り候は、此以來は其方より日本の竹島へ參り不申様にとの儀、朝鮮人一圓承引不仕、段々掛合有之江戸へも委細注進仕候、兎角ヶ様にては不相濟儀と對馬殿より朝鮮へ申參候に付、漸半合點の様子に相成、朝鮮よりの申分の書通に、我國之蔚陵島へ一切人不參様にと申付候、我國之蔚陵島へ人不遣儀に候へは、況日本之竹島へ可參様無之候、左様心得候への儀に候、對馬より江戸へ不伺、直に返答被申達候、是は「島を二名に仕たる申方なり、此分にては不相濟と被申遣候處、其以後如何、返答も不仕候、其段江戸へ注進被致候處、此上は竹島殿吟味過して、結局仕損しと政所にては申候、其後右之通御沙汰相究、日本人往復候事無之、其秋朝鮮より數人參獵を仕候、尤常に番人遣し置、外人一切入不申事、異本朝鮮物語、

癸酉、元禄六年、我島主抵書萊府略曰、朝鮮人犯越于日本蔚竹島被獲押送、答以我國蔚陵島、亦以海禁一切

禁人出入云々」乙亥、島曾抵書萊府、癸酉回答書、貴堺竹島弊境蔚陵島云々、答書曰、所謂礁竹島實我國云蔚陵島、因舉新羅高麗本朝故事爲言、且曰、前日接憲官洪重夏十立時、貴州總兵衛稱號人言於譯官朴再興曰、以輿地勝覽觀之、蔚陵島果是貴國地云、癸酉答書、乃其時南宮之官不詳故事之致、朝廷咎其失言、此際貴州出送其書而請改、故因其請而改送、以正初書之失、到今唯當以改送之書考信之、方算新編載日製要攷、

第廿五代靈光院公諱は義倫、從四位侍從對馬守と稱し、時、東山院御宇、元祿六年癸酉、清の康熙三十二年、朝鮮元孝王十九年、此年朝鮮人四十餘名來りて、因幡州の竹島に漁せり、州守其二人を拘へて是を長崎にいたせり、五月東武鈞命して、我をして其事を朝鮮に報し、嚴に彼人の來漁するを禁せしむ、此年九月、公より多田與左衛門を使とし、書を禮曹に送り、且二人を返されたり、其書略に、「貴域瀬海漁民、比年行舟於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、及使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、

此事彼國禮曹參判をして右の書を復せしに、我州其書内蔚陵島の名をあわせ除き去らん事を計りて、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、只冀除却蔚陵之名惟幸、といふを以て書契と

し、多田與左衛門をして、翌甲戌年二月、この事を彼へ被告しかば、彼國終にその前書を改撰して、禮曹參判李翁をして是を復せしめ、また接應官をして差備と同く速に歸京せしむ、且回答の書なかりしゆゑ、使者頻に其事を任譯に責諭し、又其前書を改撰するの事を論難して止さりしかども、彼國終に是に答へざりし也、既にして、この年九月、公按するに、^{宗義}捐館あり、大衍院公をして方をさすに、^{宗義}封を襲しむ、此事落着なかりし故、翌乙亥年六月、使者止事なく其書契を受すして、姑く歸國せり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參判李翁、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使鼎來、惠翰隨至、良用慰荷、敵邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵、在本縣東海中、而風濤危險、船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往來搜檢矣、本島峰巒樹木、自陸地歷望見、而凡其山川紓曲、地形闊狹、民居遺址、土物所產、俱載於我國輿地勝覽書、歷代相傳、事跡昭然、今者我國邊海漁民往其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙貴國大君明察事情、優加

甲戌年九月日

和文

辱く惠翰を承る、弊邦江原道蔚珍縣に屬島有、是を蔚陵島と名づく、本縣東海の中に在て、其風濤險惡、舟路通し難きを以て、中年以來、其民を移し其地を空くし、時に公人を遣はして以て搜檢せしむ、其峰巒樹木、陸地よりして歷々として望み見つへし、且其山川地形、民居の遺跡、土物の品に至るまで、まさに我輿地勝覽の書に載す、歷代相傳へて、其事跡昭然たり、今我が邊民往て其島に漁して、貴國の人我か境を犯し、以て爰に來るに倣ふ、反つて

我が二民を捕へ、是を江戸に出す、幸に貴國大君明らかに其事情を察し、厚く是を資給し以て遣らる、其交鄰の情尋常に出るをみつへし、まことに感激の至りなり、然りといへども我が民の漁探するは、本是蔚陵島なり、其竹を産するを以て、また竹島といへり、是一島にして二名也、其一島二名の事、たゞ我國の書籍に見えしのみならず、貴州の人亦皆是をしれり、今來書中竹島を以て貴國の地方とし、我國をして其漁船を禁止せしめんと欲して、貴國人我境を侵し、反つて我民を拘執するの失をいはす、誠信道に欠くことあらざらんや、深く望むらくは此意を以て東武に轉報し、貴國邊海の人々に令し、夫をして蔚陵島に來往し、再び事端を惹起するにいたらさらしめは、相好むの誼に在て幸甚たるのみ、

元祿八乙亥年十月、天龍院公按するに、宗義眞なり、義眞方幼年により、攝政を命ぜられしより、豈後守に正武、稟するに、竹島の一欽、先太守使をして論談せしむるものいま既に三年なり、彼國ぐ竹島を以て其國の地なりとして、終に我に聽く

事なし、如何といふを以てせらる、翌丙子年正月に至り、豊後守諭に、竹島の地因幡に屬せりといへども、また我人居住の事なし、台徳君の時に在て、米子村の街人其島に漁せん事を願ひしに依て、是を許されし也、今其地理を計るに、因幡を去るもの百六十里許、朝鮮を距る四十里許なり、これ曾て彼か地界たる其疑なきに似たり、國家若兵威を以てこれに臨まは、何を求むとしてか得へからざらむ、但無用小島の故を以て、好みを鄰國に失する、計の得たるに非す、しかも其初是を彼に取に非ざる時は、今また是を返すを以て詞とすへからず、唯我人往き漁するを禁せらるべきのみ、今朝議以前に同しからず、其相争ふてやまさらんよりは、各無事ならんにしかし、宜しく此意を以て彼國に諭すへといふを以てせらる、此年十月彼國下同知宋判事を來り、事を東武に啓するを以てせしに、鈞命して來り使せしむ、又此年夏、朝鮮人十一人因幡州是を逐回されし事あり、天龍院公よりて朝旨を兩使に諭し、また老臣をして兩事を書し示さしむ、其詞に、先太守因竹島事、遣使於貴國者兩度、使事未

了、不幸早世、由是召還使人、不日上船入觀之時、問及竹島地壯方、向據寶具因、以其去本邦太遠、而去貴國却近、兩地人殺雜、必有潛通私市等弊、隨下令永不許人往漁探、夫賈隙生於細微、禍患興於下賤、島之微、遞付不較、豈非兩邦之美事乎、茲令南宮懲勸修使、木州代傳盛謝爾、又貴國人十一口、以今夏拋錨於因幡、以啓事爲辭、兩邦交通、只由對馬一路、盟約在前、關係非小、因下令於因幡、即時趕回、不容轉啓、本州處乎兩邦之間、專掌通好其來久矣、今一旦捨本州而由他路、背定約而行私計、倘使其事出於議府、則當奉命遣使問其所以然、議府審事理明國體、誠信爲念、昭於平日、豈冒爲此輕易醫濁舉哉、故置而不問、貴國宜嚴申舊介、杜防私弊、務使兩國之好、不至於安生事端以取紛擾、茲囑譯使、體貼歸稟、といふを以てせられしなり、」

同十一年戊寅、清の康熙三十七年、元孝王廿四年、禮曹參議李善溥をして此事を復せしむ、天龍院公其書を東武に啓せらる、磯竹の事及び朝鮮人因幡に來りしの事、此とき落着せしなり、その書左に記

頃譯使の回る、まさに左右面托の意を悉せり、麟陵輔拾遺平公閣下、春日暄和、賴惟勤靜珍慈、嚮慰無已、頃因譯使同自貴州、細傳左右面托之言、備悉委折矣、麟陵島之爲我地、輿圖所載、文跡照無論、彼遠此近、疆界自別、貴州既知麟陵島與竹島爲一島而二名、則其名雖異、其爲我地則一也、貴國下令、永不許人往漁探、辭意丁寧、可保久遠無他、良幸良幸、我國亦當分付官吏、以時檢察、俾絕兩地人往來殺雜之弊矣、昨年漂民事、濱海之人、率以舟楫爲業、飄風倏忽、易及飄盜、以至冒越重溟轉入貴國、豈可以此有所致疑於違定約而由他路乎、若其呈書、誠有妄作之罪、故已施幽殛之典、以爲懲戢之地、號勅沿海、申明禁令矣、益務誠信、以全大體、更勿生事於邊疆、庸非彼此之所大願者耶、左右既有面言於譯使、而然且無一分行李奉契以來者、似是左右深念舊約、不欲規外送差之意、故先此修牘展布、多少送於萊館、使之轉致、統希諒焰、不宜、戊寅年三月日、

和文

島の我地たる、地圖の載する所、其事昭然たり、其相去の遠近を間ことなく、疆界おのづから別なり、貴州既に麟島の竹島たる、一島にして二名なるをしるときは、其名異なりといへとも、其我が地たる事は一なり、貴國令を下し、永く人の往き漁する事を許さず、詞意丁寧、以てその久遠無事をたもつへし、誠に幸なり、我國また宜しく官吏に命して、時を以て検察し、其兩國人來往混雜の弊なからしむへし、昨年漂民の事、邊海の人常に舟楫を以て業とし、風勢によつて貴國に漂到する事を致す、是を以て疑ひを其定約に違ひ、他路によるに致すへんや、呈書の事に至ては、誠にその妄作の罪あり、既に是を幽殛し、以て後來を懲し、且沿海の地方に勅して、更に其令を申明せり、益誠信を務めて大體を全くし、其事を邊境に生するに至らしめるもの、おもふに左右深く其舊約をおもひ、別使を遣らん事を欲せざるの故ならん、依て先書を修し、萊館に送りて以てこれを轉し致さしむ、朝鮮通交大紀、

告竹島一件事考

元祿六年癸酉、東武下命曰、朝鮮漁民、比年到竹島而漁探、以故因幡之人能諭、使渠輩盡退還矣、今春漁民四十餘口、復來漁探、於是拘留其漁氓貳人爲質、轉啓東都、仍使彼漁氓二口送長崎也、於長崎領受漁民、附使者而送于朝鮮、可告再不可到竹島之事云、本州乃遣使於長崎、領受漁民二口、同年秋九月、遣使者正官多田與左衛門、都船主内山郷左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、護送漁民貳口、贈書於參判、告東都之命焉、本州書曰、貴域瀕海漁氓、比年行船於本國竹島、竊爲漁探、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、而乃使渠輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、往入竹島、難然漁探、由是土官拘留其漁氓二人、而爲質於州司、以爲一時之證、放我因幡州牧速以前後事狀、駆海禁至嚴、濱海漁民、使不得出於洋、雖敵境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎哉、今此漁民敢入貴界竹島、致煩領送遠勤書諭、鄰好之誼啓東都、令彼漁氓附與敵邑以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可制禁云、此時參判返書曰、敵邦

實所欣感、海咸獵魚以爲生理、或不無過風漂轉之患、而至越境深入、雜然漁探法當痛懲、今將犯人等、依科條各別申飭云、元祿七年春正月、阿比留總兵衛以返書之草稿歸、乃呈執事焉、本州其初以爲竹島者、原朝鮮之蔚陵島云、不知朝鮮之所答如何也、其後觀草稿、以爲竹島者即蔚陵島也、今以一島立二名、是決不可以聞于東都、爲除却蔚陵島字而可也、亦遣阿比留總兵衛於朝鮮、告其意於使者多田與左衛門也、與左衛門乃招朴同知、懇々告其事情、朴同知謂與左衛門曰、請正官熟諒焉、今以貴州之意告接慰官、則即可轉達漢城也、雖然此事不諧、而兩國之大事只在此一舉也、何者貴州所謂竹島者、朝鮮之蔚陵島也、朝鮮豈不知之乎、朝鮮空彼島而不置居民者年久矣、竊聞日本之人往來于彼島而漁探焉、雖然空島無人之地、朝鮮置而不問也、今得貴州之書、吾朝廷以爲蔚陵島者、與圖所載宗祖之地、雖尺寸也、不可棄云、朝議紛々也、有一人曰、彼島久棄而無人也、且日本之人占據彼島者年久矣、若以我地而答之、則兩國爭議從是興焉、第我國存其名則可也云、仍以蔚陵島而存其名、以竹島而爲貴國之地、朝鮮不敢

書意云、接慰官曰、朝廷下送之書契、牢拒不受、輕蔑禮法也、此書何不亟送於江戶取質於具眼乎云、正官論辨委曲、其後遣阿比留總兵衛於本州、事狀遂受返書也、本州聞來、而遣使固停止使者之歸舟焉、同年秋九月、我太守義倫公在江戶、嬰病逝去矣、元祿八年春、遣裁判萬瀬八右衛門、陶山庄右衛門、阿比留總兵衛於朝鮮、以疑問數條、遣東萊要轉達漢城焉、定期日待答書不到矣、竟一行之使者陶山庄右衛門、阿比留總兵衛相議、乘虹下碇於絕影島、待風一日、漢城之答書漸至也、乃使者送再答於東萊府、而使者皆歸矣、元祿八年之秋、我老使君親宗於東武、仍以前後事狀、轉啓執政焉、於是執政命老使君曰、竹島在海中、而去日本遠、而去朝鮮近云、從今固禁我國漁民之往來也、乃以此意可告朝鮮云、翌年元祿九年、老使君自江戸還旆、乃招譯官、同年之冬、卞同知采判事來也、老使君面囑寶曆曹之書、轉達東都焉、元祿十二年己卯春三月、老使君以書答禮曹、其言曰、前年象官超溟之日、而陳竹島之一件、繇是左右克諱情山、示以兩國永通交誼、益懋誠信矣、至幸至幸、於示意即已啓達了云、阿比留總兵衛帶此書渡

論矣、我國豈有意于彼島、只存其名而已、貴國有竹島、則縱令蔚陵之名雖存于我、何不可有之哉、脫一跌則我國雖孱弱爭議不已、兩國之靈從是生焉云、於是正官一決受返書還歸矣、本州書曰、我書不言蔚陵字、此不可受云、亦元祿七年甲戌夏四月、遣正官多田與左衛門、都船主番柳左衛門、封進寺崎與四右衛門於朝鮮、要返書悛改也、本州書曰、我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵名、是所難曉也、只冀除却蔚陵之名惟幸云、此時朝鮮取前書、却轉換書、書辭曰、敵邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵島、歷代相傳、事跡昭然、今者我國漁氓往于其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、乃反拘執二氓、轉到江戶、幸蒙大君明察事情、優加資遣此、可見交鄰之情出於尋常、感激何言、雖然我氓漁探之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國之所記、貴州之人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島爲貴國之地方、欲令我國禁止漁氓更往、而不論貴國之人侵涉我境、拘執我氓之失、不有關於誠信之道乎云、正官使譯舌於接慰官曰、返書轉換、非前書之意、決不可受也、冀再啓聞漢京、要改

海、使館守傳致于東萊也、竹島一件事畢矣、韓錄、元祿九年、因幡國と朝鮮國との間に、竹島と唱候島有之候、此島兩國入合の如く相成居不宜候付、朝鮮之人この島へ參候事を被禁候段、從公儀被仰出、其段朝鮮國禮曹參判へ家老使者前々年より再度差渡候處、論談及入組候を、今年正月廿八日、義眞國元へ御暇被成下候節、右竹島へ日本人罷渡候儀無益之事に候間、被差留候段領主へ被仰渡候付、義眞歸國之上、同年十月、朝鮮之譯官使對話仕候刻、右被仰出候次第傳達仕、爰に至り論談相濟候、

按に、草廢雜談に云、竹島を朝鮮へ給ふと云ふ、此時の事なるへし、右見外史載宗義功家譜、

竹島

北史倭傳に、竹斯國竹島阿蘇山とあれは、竹島は、古より我國の島にきわまりたり、然るに憲廟の御時、朝鮮より朝鮮の島のよしを申上ければ、竹島を朝鮮へ與へ給ふとかや、憲廟の御仁政にてあたへ給ふといへとも、地は少の所も惜むへき事なり、されは有司の過ならんか、阿蘇山は明の永樂のとき、壽安鎮國山と封せしゆゑに、西土へ聞えしと思ひし

に、是にて見れば、北魏の頃より西土へ聞えたり、九州は西土へ近きゆゑなるへし、草履雜談載諸家頭筆、一隱岐の西海に一小島あり竹島と云、むかし隱岐の邊より渡て、大竹を切來て、諸方へ賣、甚た大にしてよき竹也と云、近來その島へ渡る時は、朝鮮人多く來て、此方の船を見れば、鳥銃を打て船を近けすといふ、この島果して日本の属島なれども、遂に朝鮮に取られたり、隋書にも竹島とあり、北史倭國傳、「遣文林郎裴世清使倭國、度百濟行至竹島、南望耽羅國」と云、是なり、

一予嘗て對島の人相偶して是をきく、海上數十里に一の小島あり、竹島といふ、長州の海邊細民、小舟にて此島に往き、竹を研て長府の市店に賣る、享保の頃までは能き美竹ありて、大に用を便す、いまは絶てなし、何の頃より朝鮮の細民來て居す、近來舟を遣すに、彼の人々鐵砲を放て其島中に入る事を許さず、此故に今は往て竹を研るものなしといふ、予按るに「隋書曰、文林郎裴世清使於倭國、度百濟行至竹島」といふも此島の事なりといふ人あり、しかれども朝鮮の隱岐か野史の別錄曰、「平秀吉殺

君篡立、其威勢欲取路我國侵犯大明、中略朝廷不以爲憂、後五年丁亥春三月、日本賊十六艘自嶺南外洋、直抵興陽損竹島、各鎮列邑舟師、結陣于相望處、此說を見れば、今の竹島にあらざるに似たり、別に一島のことし、予嘗て彼の國に依て考あり、此に記しかたし、以上中略没錄、

竹島は日本を離るゝ事遠くして漢土に近く、境内頗る廣活たる島也、大竹喬木盛茂し、禽獸魚鼈多くして、產物足れる島と云、亦甘露の瀧異なる井泉ある事を沙汰す、此島山に生する猫は尾短山也と云、依て曲尾なるを竹島猫と稱す、多く虎生と云、亦蛇大きく、串蛇にして產す、蛇を得る爲に岸の竹を撓て海中に沈め、朝にこれを浮ふ、枝葉附蛇恰も生木子の如くとかや、渡海の者船盛年を限る、三十を越す者は海上の風波を凌ぐ事難しそそ、隱岐國へ渡り、強き南風を待て纏を解舟を出す、島は隱岐より乾に當て築立、またこの島より朝鮮へ渡海、釜山浦の湊へ其間十八里、夜に到は彼國に明す民家燈たしかに見ると、渡海せし船人等是を茗談す、伯善民歌、

り、かの國は日本より殊の外手はなれ、外國へは甚近し、對島の儒官小山朝三、常に先生に申ていきて、我國の藩國なり、然るにいつれの頃よりか高麗にさられて、かの國にも我國にもその事をしり給はぬ、むねんの至りなりといひしとや、白石退私錄、一九州五島の向に島あり、朝鮮の島にて候、右は濟州と云、此島人大概日本言葉をつかひ、日本の歌などをもうたひ中候、此島の始は日本人參り候て、其筋にて段々人數出來、今之通りに相成たる由に候、即朝鮮より支配仕來り候事、異本朝鮮物語、

いにしへはかくやはきゝし竹島の
きしをへたて、今そさやなる懷中ゆ、
竹しまやよするさゝ波いくかへり

つれなき世々をかけてこふらん現存六帖

○以上、石見外史、

先生曰、對島日本の要地なり、其ゆゑは、むかしより日本の地といひ來りし小島一つを、朝鮮へも本唐へもどられては、日本に疵の付といふものなり、然れども外國より手さゝの様に、政の心得ある事な

通航一覽

全八冊
限定200組

大正二年十一月二十五日初版発行
昭和四十二年四月三十日複刻発行

国書刊行会代表者

編輯者 早川純三郎

発行者 前田勝雄

製版 京都市下京区柳馬場四条南

京都市南区東九条南石田町一

能登英夫

印刷 朝陽堂印刷株式会社

京都市天王寺区勝山通一ノ一〇

高橋清二

倉橋製本株式会社

大阪市天王寺区勝山通一ノ一〇

重男

倉橋重男

大阪市南区二ツ井戸町十五
電話六二六五七八
振替大阪六二三八

発所行

大阪市南区二ツ井戸町十五

清文堂出版株式会社